

吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び
吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和4年（2022年）4月19日

吹田市

目次

1	業務等の概要	1
2	参加資格	2
3	スケジュール	3
4	募集要項の配布期間及び配布方法	3
5	応募及び参加の手続	4
6	提案方法及び提案の手続	5
7	審査の方法	6
8	選定の方法	7
9	失格事由	8
10	企画提案者が1者又はない場合の取扱い	9
11	留意事項	9

Ⅰ 業務等の概要

(1) 業務名

吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務

(2) 業務内容

令和7年度末までに予定している吹田市国民健康保険システム標準化及び吹田市後期高齢者医療システム標準化に向けて、以下の業務を行う。

ア 全体監理

イ 国民健康保険課業務委託支援

ウ 国民健康保険システム再構築支援・後期高齢者医療システム再構築支援

エ 運用ツール類改善支援

オ 関連事項検討・導入・作成等支援

カ 人材育成支援

(3) 要求仕様

「吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

令和4年8月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

(5) 提案限度額

172,957,400円（令和4年度～令和7年度総額）

（税抜157,234,000円 消費税15,723,400円）

業務別内訳

ア 吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務

108,924,200円（令和4年度～令和7年度合計）

（税抜99,022,000円 消費税9,902,200円）

（年度別内訳）

令和4年度 39,010,400円（税抜35,464,000円 消費税3,546,400円）

令和5年度 30,581,100円（税抜27,801,000円 消費税2,780,100円）

令和6年度 15,132,700円（税抜13,757,000円 消費税1,375,700円）

令和7年度 24,200,000円（税抜22,000,000円 消費税2,200,000円）

イ 吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務

64,033,200円（令和4年度～令和7年度合計）

（税抜58,212,000円 消費税5,821,200円）

（年度別内訳）

令和4年度 26,611,200円（税抜24,192,000円 消費税2,419,200円）

令和5年度 18,295,200円（税抜16,632,000円 消費税1,663,200円）

令和6年度 5,821,200円（税抜 5,292,000円 消費税 529,200円）

令和7年度 13,305,600円（税抜 12,096,000円 消費税 1,209,600円）

(6) 支払い方法

業務委託料の支払時期については各年度末に成果物の検収を行い、別途契約書に定める支払い方法のとおり支払うこととする。詳細は契約締結の際に本市と提案者とで協議のうえ決定する。

(7) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(8) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 提案募集事務局

吹田市健康医療部国民健康保険課（担当 岩田、外山）

〒564—8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号（低層棟1階）

電話番号：06-6384-1239（直通） FAX番号：06-6368-7347

E-Mail：kokuho@city.suita.osaka.jp

(9) 実施場所

吹田市役所

〒564—8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の企業連合体の構成員になることができない。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

なお、下記の(1)～(5)、(8)については企業連合体における全ての構成員が満たしていることとする。(6)、(7)については、企業連合体の中で1者以上の構成員が満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別

表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区。中核市については現在中核市となっている市であれば可とする。）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクト監理業務の実績を有すること。ただし、別々の実績でも可とする。
- (7) 上記(6)のいずれかの業務にプロジェクトリーダークラスとして従事した実績を有する人員を、1 名以上当該業務に従事させることができること。
- (8) ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

3 スケジュール

項番	手続内容	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和 4 年 4 月 19 日（火）
2	質問書の提出	令和 4 年 4 月 19 日（火）午前 9 時から同年 4 月 28 日（木）正午まで（必着）
3	質問書の回答	令和 4 年 5 月 9 日（月）午後 5 時 30 分まで
4	参加表明書の受付	令和 4 年 4 月 19 日（火）午前 9 時から同年 5 月 13 日（金）正午まで（必着）
5	参加資格通知	令和 4 年 5 月 18 日（水）午後 5 時 30 分まで
6	提案書等の提出	令和 4 年 5 月 18 日（水）午前 9 時から同年 6 月 2 日（木）正午まで（必着）
7	1 次審査（書面審査）結果の通知	令和 4 年 6 月 22 日（水）【予定】
8	2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）	令和 4 年 6 月 27（月）
9	審査結果の通知	令和 4 年 7 月 1 日（金）【予定】
10	契約締結	令和 4 年 8 月 1 日（月）【予定】

4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和 4 年 4 月 19 日（火）午前 9 時から同年 5 月 13 日（金）正午まで

(2) 配布方法

吹田市のホームページ（「トップページ」→「事業者」→「契約・入札」→「プロポーザル案件情報」）上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布される。

5 応募及び参加の手続

(1) 参加申込み・受付の方法

次のとおり参加表明を行うものとする。

ア 提出期間

令和4年4月19日(火)午前9時から同年5月13日(金)正午まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

イ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社概要(様式2)及び役員一覧(任意様式)

(ウ) 業務従事者調書(様式3-1、3-2、3-3)

(エ) 類似業務実績調書(様式4)

(オ) セキュリティ認証の写し(ISO27001認証、又はプライバシーマーク認証に関する証明書のコピー)

(カ) 委任状(様式5)

(キ) 共同事業体構成表(様式8-1) ※

(ク) 共同事業体委任状(様式8-2) ※

※共同事業体で提案する場合に提出すること

ウ 提出場所

提案募集事務局まで提出

エ 提出方法

書面を持参または、書留郵便の方法により提出すること。郵送の場合においては、提出期限必着とする。

(2) 質問の受付及び回答

質問については提案募集事務局まで電子メールにより質問書(様式9)を提出する。回答は参加表明書及び質問書を提出した事業者に電子メールにて送付する。また、回答日以降に質疑回答内容の開示を希望した事業者に対しても、電子メールにて送付する。

ア 質問受付期間

令和4年4月19日(火)午前9時から同年4月28日(木)正午まで

イ 質問回答日

令和4年5月9日(月)午後5時30分まで

質問回答日以降における質疑回答内容の開示希望についても、上記メールアドレス宛に依頼すること。また、期間は令和4年5月12日(木)午後5時までとする。

(3) 参加資格通知

令和4年5月18日(水)午後5時30分までに電子メールにより通知する。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して電子メールにより通知する。

6 提案方法及び提案の手続

なお、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和4年5月18日(水)午前9時から同年6月2日(木)正午まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

イ 提出場所

提案募集事務局まで提出

ウ 提出方法

書面を持参または、書留郵便の方法により提出すること。郵送の場合においては、提出期限必着とする。

エ 提案書の内容

別紙「吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務 審査評価項目」(以下「審査評価項目」という。)に記載する内容について、「審査項目」順に、提案書を作成することとする。

オ 提出書類

(ア) 提案書 計13部(社名の記載のあるものを1部、記載のないものを12部)

※提案依頼項目記載箇所一覧(様式6)に記入の上、添付すること。

※文字の大きさは12ポイント以上とする(ただし、図表等中の文字は含まない)。

(イ) 見積書(様式7-1) 1部

(ウ) 見積明細書(様式7-2) 1部

(エ) 業務従事者調書(様式3-1、様式3-2及び様式3-3)(応募時の提出物と同様のもの) 1部

(オ) 類似業務実績調書(様式4)(応募時の提出物と同様のもの) 1部

(カ) (ア)～(オ)の電子データ

カ 留意事項

(ア) 提出書類の差し替えは認めない。

(イ) 提出書類は非公開とする。

(ウ) 提出書類は返却しない。

7 審査の方法

(1) 一次審査

ア 書類審査

本市が設置する「吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務委託事業者プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、審査評価項目及び基準に基づき書類審査を実施する。

選定結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和4年6月22日(水)午後5時30分までに電子メールにより通知する。

(2) 二次審査

ア プレゼンテーション・質疑応答

本市が設置する選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

(ア) 実施日時

令和4年6月27日(月)で本市が指定した時間

※実施日時及び実施場所の詳細は、一次審査の結果とともに正式に通知する。

(イ) 時間配分

各者45分(プレゼンテーション25分、質疑応答20分)

(ウ) その他

- a. 本業務に従事する者(プロジェクトマネージャーもしくはプロジェクトリーダー)がプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。出席可能人数は5名までとする。
- b. 提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定する。
- c. プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクタ等を使用する場合は提案募集事務局まで事前に連絡すること。スクリーン及びプロジェクタについては準備するが、その他必要な機材(パソコン等)については持参するものとする。

イ 価格審査

提出された見積書について、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

(3) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 契約候補者の選定時点において本実施要領の「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案

したとき。

オ 「1 (5) 提案限度額」に定める金額を超えたとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(4) 辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、提案締切日までに「提案辞退届（様式10）」に必要事項を記入、押印の上、提案書の提出期限までに書類等提出場所に提出すること。また辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

8 選定の方法

(1) 審査項目・審査基準・配点

別紙「吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務 審査評価項目」のとおりとする。

(2) 審査方法

審査は、選定委員会及び選定委員会に設置する評価部会により実施される。

一次審査として書類審査を実施し、得点の上位3者を二次審査の対象者として選定する。その後、二次審査としてプレゼンテーション審査及び価格審査を行い、一次審査と二次審査の合計点から最優秀提案者を決定する。

審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会及び評価部会に開示しないものとする。

ア 評価部会による補助執行

評価部会は、審査評価項目及び基準に則り一次審査（書類審査）の項目について選定委員会の補助執行として審査を行う。なお、評価部会は補助執行の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の各委員は当該報告を確認・再評価したうえで、自らの審査を行うものとする。

イ 最優秀提案者の決定方法

選定委員会の各委員が総合評価点（一次審査と二次審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数が同数の場合は、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、評価点（全委員の採点結果の合計点）について、満点の5割以上を獲得し

ている者であることとする。

(3) 審査の結果通知

ア 選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和4年7月1日(金)午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

イ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和4年7月1日(金)から同年7月8日(金)まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く)

(イ) 提出場所

提案募集事務局まで提出

(ウ) 提出方法

任意の様式による書面を持参または、書留郵便の方法により提出すること。郵送の場合においては、提出期限必着とする。

(4) 最優秀提案事業者との交渉

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうか十分考慮する。

(5) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

ア 最優秀提案事業者(契約候補者並びにその提案金額と評価点)

イ 全提案事業者の名称(申込順)(ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。)

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順。)

なお、選定事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う。)

エ 審査項目・基準、配点基準

オ 選定委員会委員の役職名

カ 選定委員会の会議録の概要

キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 企画提案者が1者又はない場合の取扱い

企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点（全委員の採点結果の合計点）について満点の5割以上を獲得していない場合または、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えた場合は提案事業者なしとする。企画提案者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

11 留意事項

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本業務の受託者、受託者の親会社若しくは子会社、及び受託者と同じ親会社をもつ子会社は、今後実施を予定している「(仮称)吹田市国民健康保険課事務委託業務」及び「(仮称)吹田市国民健康保険システム再構築及び吹田市後期高齢者医療システム再構築業務」の調達に参加できない。なお、「親会社」「子会社」とは会社法第2条の定義によるものとする。
- (4) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。